

千葉県教育委員会会議議事録

令和8年度第6回会議（定例会）

1 期 日 令和8年9月2日（水）
開会 午前10時30分
閉会 午前11時25分

2 教育長及び出席委員

教育長 杉野 可愛
委員 貞廣 斎子
花岡 伸和
永沢 佳純
櫻井 直輝
芦澤 直太郎

3 出席職員

教 育 次 長 齋藤 浩司
教 育 次 長 伊澤 浩二

企画管理部

企画管理部 長 吉本 明広
学校危機管理監 陣野 正美
県立高校統括監 岡野 秀次
教育総務課 長 和久 純
教育総務課副参事兼人事給与室長 金親 秀樹
教育政策課 長 最上 健史
財務課 長 田中 憲一

教育振興部

教育振興部 長 鈴木 克之
教育振興部 次 長 赤池 正好
学習指導課 長 神田みのり
特別支援教育課 長 横山 健司
教職員課 長 佐藤 祐児
教職員課副参事 小山 雄一郎

企画管理部

教育総務課人事給与室給与制度班 長 原田 志保
財務課予算班 主査 奈良 謙次
同 主事 鈴木浩太郎

教育振興部

学習指導課主幹兼教育課程指導室 長 吉田 俊一
同 指導主事 宮崎 春菜
同 指導主事 山仲俊一郎
特別支援教育課教育課程指導室指導主事 諏訪 直樹
教職員課主幹兼小中学校人事室 長 草刈 祥智
同 管理主事 内田 隆二
同 主幹兼県立学校人事室 長 石川 整

同	管理主事	和泉	雄介
同	主幹兼管理室長	青木	慎哉
同	主席管理主事	永井	正見
同	管理主事	松中	康博
同	管理主事	加瀬	博俊

事務局

企画管理部教育総務課

主幹兼委員会室長	高木	優
同 副主幹	小合	基夫
同 副主幹	伊能	昌邦
同 主査	土屋	雄輝

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 芦澤 直太郎 委員

6 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第28号議案から第31号議案までの議案4件、第4号報告から第5号報告までの報告議案2件、報告1から報告3までの報告3件である。第29号議案については、教育委員会会議規則第13条第1項第4号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、また、第30号議案及び第31号議案については、同規則同条同項第1号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

7 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を貞廣委員にお願いする。

8 審議事項

第28号議案 令和8年度末及び令和9年度公立学校職員人事異動方針について

【教職員課長】

公立学校職員人事異動方針を定める目的は、各学校が校内組織を活性化し、今日的な教育課題に積極的に取り組むとともに、県民に信頼される学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、もって本県教育の一層の振興に資することにある。「第1 一般方針」では、異動方針の柱を示している。具体的には「適材適所の人事を推進し、職員構成の適正化に努めること」など、6項目を明記している。この「一般方針」を受けて、「第2 実施要項」を定めている。「適正配置について」は、異なる学校種間の連携を推進するための異動や人事交流、同一校や同一市町村に永年勤続している者の配置換え、主幹教諭の配置等が主な内容である。この他にも5項目を明記しており、児童生徒数の変動等を見通した計画的な採用に努めるとともに、大幅交代期を踏まえた組織的な人材育成に取り組んでいるところである。

今年度は大きく2点、変更がある。まず「第2 実施要項」のうち、「1 適正配置について」の(5)において、これまで「必要に応じて、主幹教諭を配置する」としていたところを、「主幹教諭の配置を推進する」とした。これは県教育委員会として、主幹教諭の配置に積極的な姿勢を示すものとなる。次に「3 管理職への登用等について」において、昨年度までは小学校、中学校及び義務教育学校の管理職への登用に係る要件を示した項目があったが、これを削除した。これは、管理職への登用に係る要件を緩和することにより、管理職候補者

不足の解消を図るものである。

【櫻井委員】

女性の積極的な登用・推進については記載されているが、新しい感覚をもった若い方が管理職等へ登用されるよう、従来どおりではなく、いろいろな角度から「適任者」の捉え方を検討してほしい。

【教職員課長】

承知した。

【貞廣委員】

主幹教諭を積極的に登用していく方針にお礼申し上げる。主幹教諭を登用することで、制度的にもしっかりとした組織づくりとなるよう取り組んでもらいたい。また、学校運営の観点から、管理職以外のフォロワーの方々にも組織が良い形で機能する仕組みだと理解してもらえるよう、県教育委員会からも働きかけてほしい。

【貞廣委員】

第２８号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣委員】

第２８号議案は、原案どおり可決する。

第４号報告 教育委員会所管に係る令和８年度９月補正予算案について

【財務課長】

本件は、令和８年度９月補正予算案を知事が議会に提出するにあたり、予算案のうち教育委員会所管に係る歳入歳出予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により令和８年８月１９日付けで本委員会に意見を求められたが、千葉県教育委員会行政組織規則第６条第１項の規定により教育長が臨時に代理し、８月２０日に知事に対して本委員会として異議がない旨、回答したことを報告するものである。

令和８年度９月補正予算案の概要について、教育委員会所管に係る一般会計の補正予算額は、一般会計で７１億９０８万３千円の増額で、補正後は４４億５億８,０３６万６千円となる。性質別内訳、項別内訳、財源内訳については、表に記載のとおりである。

次に補正予算の主な内容について「４ 主な事業（１）教職員人件費」は、６月現在の人員構成で給料などの所要額を精査し、２１億３,３４６万４千円を増額するものである。次に、「（２）高等学校等教育改革促進基金積立金」は、５２億５,０２２万２千円の増額である。国が策定した「高校教育改革に関する基本方針」を踏まえ、本年６月に国の高等学校等教育改革促進事業において採択された、市川工業高校、大原高校、市立千葉高校の３校の取組について、国からの補助金を県の基金に積み立てるものである。「（３）高等学校等教育改革促進事業」は新規事業で３億２,５００万円を計上するとともに、債務負担行為として２億５００万円を設定する。先ほど説明した国の補助金を積み立てた県の基金を活用して、改革先導拠点３校において、令和８年度から令和１０年度にかけて各校の特色を活かした新たな取組を実施するため、施設や備品等の整備を行うものである。各校の概要であるが、市川工業高校は高度専門職人材の更なる養成のため、ＡＩ・ロボティクスコース等の新設や探究ラボの整備に向けた取組を行う。大原高校はスマート水産業など６次産業化を担う人材育成のため、最新の陸上養殖設備の導入やＨＡＣＣＰ対応の加工場の整備を行う。市立千葉高校は理数系人材の育成のため科学的探究プログラムの開発を行うとともに、科学的探究の実践や

成果の発表等の場として、NEXUSHALLの整備に向けた取組を行う。「(4)電子黒板導入事業」は6億4,800万円の増額である。児童生徒の学力向上のため、令和7年度から授業における電子黒板の効果的な活用方法を検証してきたところであるが、検証結果を踏まえ、県立高校及び特別支援学校に本格導入するものである。「(5)県立学校トイレ改修事業」は12億4,700万円を減額するとともに、12億4,700万円の債務負担行為の増額変更を行う。本年度に予定していたトイレ先行改修事業について、入札不調により工期を見直したことから、本年度予算を減額するとともに、次年度の事業費を増額するために債務負担行為を変更するものである。「(6)特別支援学校整備事業」は、10億7,100万円の債務負担行為の増額変更を行う。新設や増築に係る特別支援学校の整備について、昨年度入札不調となった改修工事等への対応や適正な工期を確保することから、債務負担行為を変更するものである。「(7)特別支援学校給食調理業務委託」は1億1,200万円の債務負担行為を設定する。令和9年度に開校予定の「(仮称)千葉地区特別支援学校」における給食調理業務について、民間事業者へ委託するものである。

【貞廣委員】

「検証結果を踏まえ、学力向上のため」とあるが、副産物的に学力向上になる場合もあるが、電子黒板の導入は、あくまで学びの現代化、学びのプロセスにおける質の保証であって、直接的に学力が向上するというものではないと思う。導入した効果を最初から従来型の学力向上というように設定をして県教育委員会が検証すると、おそらく検証プロセス自体に答え合わせをしなければいけないという歪みが生じかねない。インプットとアウトカムの関係性を従来の考え方に無理やり寄せるのはよろしくないのではないか。検証結果が出ていると思うので、それを否定するわけではないが、今後、事業の検証する時に無理をすると検証も無理をすることになるので、もう少し素直なストーリーを考えた方がいいのではないかな。

第4号報告は終了。

第5号報告 市町村立小学校長の人事について

【教職員課長】

本件は、栄町立安食小学校長が令和8年8月31日で退職するため、その後任者として白井市教育委員会主幹飯田正明を、同校へ令和8年9月1日付けで採用したものである。本来、市町村立小中学校長の人事については、千葉県教育委員会行政組織規則第5条第9号により教育委員会会議の議決事項になっているが、発令日までに教育委員会会議で審議する暇がなく、急施を要することから、同規則第6条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、決定したので報告する。

第5号報告は終了。

報告1 第50回全国高等学校総合文化祭（あきた総文2026）について

【学習指導課長】

「あきた総文2026」は、7月26日から8月1日まで、秋田県内各地を会場に、部門別に開催された。初日の総合開会式では、秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御臨席のもと、「輝く稲穂に廻らす思いおがれ若人 美の国秋田に今集え」をテーマとして、式典、海外招聘校等との交歓会、開催地発表など、盛大に行われた。開催期間中、本県からは、私立高校を含めて延べ73校385名の生徒が18部門に参加した。上位入賞者としては、将棋部門男子個人戦で成田高等学校の生徒が準優勝・文化庁長官賞を受賞等、全部で21の賞を受賞した。このような結果は、日頃、顧問の指導のもと生徒が熱心に取り組んだ成果である。千葉県は、

令和 11 年に予定されている、第 53 回全国高等学校総合文化祭の開催地に内定している。県教育委員会では、県内の高等学校の文化部活動を支援するとともに、全国高等学校総合文化祭の開催に向け、開催準備委員会を中心に準備を進めていく。

報告 1 は終了。

報告 2 令和 9 年度使用県立高等学校教科用図書の採択について

【学習指導課長】

令和 9 年度使用県立高等学校の教科用図書の採択について、千葉県教育委員会行政組織規則第 12 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、教育長専決により処理するので、その内容を報告する。

県立高等学校の教科用図書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条及び県立高等学校管理規則第 15 条により、文部科学大臣の検定を経た教科書等について校長の選定に基づき、教育委員会が、毎年度採択することとなっている。採択については、千葉県教育委員会行政組織規則第 12 条第 1 項第 7 号により教育長の専決事項としている。教科書採択の事務手続きは、5 月に行う各学校の教務主任を対象とした説明会である「高等学校教科書選定連絡協議会」から始まる。協議会では、採択事務や公正確保の徹底について指導した。これを受け各高等学校では、教科書選定原案を、校内の各教科会、教科書選定委員会、職員会議等で策定された学校選定案を最終的に学校長が決裁する。その後、県立高等学校教科書の選定及び需要数の報告書を作成し、県教育委員会に提出する。事務局では、各学校から報告された書類をもとに、令和 9 年度使用教科書一覧表や教科書選定理由書などの記載内容について精査し、指導・助言を行ってきた。この結果、各学校において選定した教科書は、校内における十分な審議及び調査研究を経て公正に行われたこと、それぞれの学校の教育活動を効果的に行うために適切なものであることを確認し、教育長の専決により採択する。

教科書採択に係る今年度の主な通知や日程等については、文部科学省から通知された教科書採択に係る特に留意すべき事項を域内の全ての県立高等学校に対して周知するとともに、県民から教科書採択にいかなる疑念の目も向けられることのないよう、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すように指導してきた。報告資料 6 ページは、今回採択した令和 9 年度使用県立高等学校教科用図書の需要数総括表であり、需要数を教科・科目別にまとめた一覧である。高等学校では、令和 4 年度から新しい学習指導要領が年次進行で実施されている。令和 4 年度以降の入学生については新学習指導要領対応の教科書からの選定となっている。6 ページの表の種目冒頭にある、第 1 部とは、新学習指導要領に基づく令和 4 年度以降の入学生が使用するものである。なお、これ以降のページは、各教科・科目の教科書発行者ごとの集計表となっている。

【櫻井委員】

教科書採択は各学校における重要な教育活動の一つであり、多くの教員が大きな負担を担いながら取り組んでいる。しかし、学校の小規模化が進む中で、教科によっては担当教員に採択事務の負担が集中することが懸念される。採択を県へ一元化するというわけではないが、これまでの採択資料などのデータを活用し、学校や教員へ適切な支援が届く仕組みを検討する必要があるのではないか。また、地区ごとに情報共有や連携を進めることで負担軽減を図るなど、世代交代が進む中でも、教員が無理なく採択事務を進められるよう支援してほしい。

報告 2 は終了。

報告 3 令和 9 年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について

【特別支援教育課長】

令和9年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について、千葉県教育委員会行政組織規則第12条第1項第7号の規定に基づき、教育長専決により承認されたので報告する。

県立特別支援学校、小学部、中学部で使用する教科書採択について、25ページは根拠法令等、26ページは採択のしくみについて、中段からは小学部・中学部で使用する教科書の種類を示している。特別支援学校では、児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた特別な教育課程を編成できることから、文部科学大臣の検定を経た教科書、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書に基づく一般図書の3種類の中から、校長が教科用図書を選定する。27、28ページは特別支援学校小学部の採択状況について、29、30ページは中学部の採択状況についてまとめている。31ページから34ページまでは、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書に基づく一般図書を一覧にまとめたものとなる。県立特別支援学校、高等部で使用する教科書採択について、35ページには根拠法令等と採択のしくみについて、36ページには高等部で使用する教科書の種類、37ページには教科書採択の流れを示してある。特別支援学校高等部で使用する教科書には、35ページの県立特別支援学校管理規則第14条第2項に示されているとおり、文部科学大臣の検定を経たものと、文部科学省が著作の名義を有するものがある。また、第15条に示されているとおり、教科書の発行されていない教科又は科目について、教科書に準じて使用する準教科書がある。38ページは令和9年度使用県立特別支援学校高等部の教科書の採択状況と需要数をまとめたものである。39ページ以降は教科書ごとの需要数を集計したものとなっている。事務局では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第6号に基づき、各学校の校長が選定した小学部・中学部及び高等部の教科用図書が児童生徒の実態に即しているか、教育活動を効果的に行うために適切であるかなど、選定理由等の聞き取り調査を行った上で、適切であると判断し、教育長専決により承認された。

【櫻井委員】

説明の中で「障害の状態」とあったが、一般的な表現か。「特性」や「状況」ではないか。

【特別支援教育課長】

「特性」や「状況」と言う場合もあるが「障害の状態」との表現もある。

報告3は終了。

委員報告 県総合教育センターへの視察について

【櫻井委員】

8月19日に総合教育センターを訪問し、ICTを活用した授業実践に関する研修、家庭科実技研修、そして3年目研修の異校種交流の様子を視察した。

まず、未来の学び体験・活用研修では、eスポーツやVRゴーグルを活用した学習について説明を受けるとともに、実際に体験する機会をいただいた。視察前は、市販のゲームを活用した学習をイメージしていたが、実際には既存のゲームソフトを教育目的に合わせて改変し、授業で活用できるようにしているとのことであった。特に印象的だったのは、その改変に必要なプログラムの作成に生成AIが活用されていたことである。教員が実現したい学習活動を形にする手段としてAIを活用し、ゲームの中に教育的な要素を組み込むことで、新たな学びの可能性が広がることを実感した。ICTやAIを活用した授業づくりが、今後さらに発展していくことを感じる大変興味深い研修であった。

次に、小学校家庭科実技研修を視察した。内容は裁縫を中心としたものであり、私自身も懐かしさを感じながら見学した。一方で、家庭科や技術科で扱う内容の多くが、以前であれ

ば家庭生活の中で自然に身に付くものであったのに対し、現在では学校でしか経験する機会がない活動になりつつあることを改めて感じた。また、教員自身もそうした経験が十分でない中で指導に当たる場合があり、そのためにこのような実技研修が重要な役割を果たしているとのことであった。子どもたちの生活経験が変化していることを踏まえると、こうした学習機会の価値は今後ますます高まるものと思われる。

3年目研修では、異校種の教員同士が交流し、それぞれの実践や課題について意見交換を行っていた。参加者同士で対話を重ねる形式であり、学校種を超えて互いの考え方や取組を共有する機会となっていた。一方で、ファシリテーターを置かずに進める場面もあり、議論がやや拡散しているように感じる部分もあった。しかしながら、こうした研修を通じて得られる人的ネットワークや他校種の視点は貴重であり、自校に戻った後の実践を振り返り、発展させるための基盤となるものであると感じた。

視察全体を通して、総合教育センターで実施されている研修は、教員の資質・能力の向上に大きく寄与するものであると改めて認識した。一方で、研修の内容が高度化する中、特にICTやDX関連の研修については、研修に参加するための基礎的な知識や技能をあらかじめ身に付けておくことの重要性も感じた。そのため、学校においては、教員一人一人の状況や専門性を踏まえながら適切に研修参加を促すことが求められる。また、教育行政としても、教員が必要な研修を受けることができるよう、研修機会の確保はもとより、そのための時間的・人的な余裕を生み出す環境整備を進めていく必要があると感じた。今回の視察を通じて、研修内容そのものの充実に加え、教員が意欲を持って学び続けることのできる環境づくりの重要性を改めて認識したところである。教員にとって有意義かつ効果的な研修となるよう、引き続き支援の在り方について考えていきたい。

委員報告 令和8年度1都9県教育委員会教育委員協議会について

【貞廣委員】

8月27日及び28日の2日間、静岡県で開催された1都9県教育委員会教育委員協議会に参加したので、その概要を報告する。

今回の協議会では、共通テーマである「多様化、複雑化する子どもの課題を支える教育環境について」を中心に協議が行われた。特に、不登校児童生徒に対する学びの保障の在り方が大きなテーマとなっていた。1日目は、文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長補佐の菅波静氏による行政説明があり、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」と題して、文部科学省が進めている施策や今後の方向性について説明を受けた。その後の分科会では、各都県の取組状況や課題について情報共有を行った。不登校支援については、いわゆる「万能薬」のような取組はなく、児童生徒一人一人の状況が異なることから、多様な学びや支援の選択肢を用意していくことの重要性が共通認識となっていた。また、各都県において様々な支援策が講じられているものの、支援につながっていない児童生徒が依然として一定数存在することが課題として挙げられた。全国的にも本県においても、不登校児童生徒のうち約4割が十分な支援につながっていない状況があり、この層への対応が共通の課題として認識されていた。本県からは「エデュオブちば」をはじめとする様々な取組について紹介した。特に「エデュオブちば」については、登録者数の増加状況などに対して参加者から高い関心が寄せられ、本県の取組として評価をいただいたところである。

2日目は視察研修として、県立ふじのくに国際高等学校及びふじのくに茶の都ミュージアムを視察した。ふじのくに国際高等学校は多部制定時制課程による三部制・単位制の高等学校であり、生徒は午前部・午後部・夜間部から自らの学習スタイルに応じて選択することができる。また、公立高校として国際バカロレア教育を導入していることも大きな特色となっている。国際バカロレアの実施に当たっては、学習環境や施設面にも様々な条件が求められるとのことで、専用施設の整備なども行われていた。受講者数はまだ多くないものの、県内全域から生徒を受け入れており、中には長時間かけて通学している生徒もいるとのことであった。国際バカロレア教育に対する一定のニーズが存在する一方で、今後のさらなる充実に

向けて試行錯誤しながら取り組んでいる様子うかがえた。今回の視察では、国際バカロレア課程で学ぶ生徒が、夏季休業中にも登校して熱心に学習に取り組んでいる姿を見ることができ、その姿が大変印象的であった。また、ふじのくに茶の都ミュージアムは、静岡県基幹産業である茶業について学ぶことができる施設である。地域の歴史や産業を学ぶとともに、次世代を担う子どもたちが地域産業への理解や誇りを育むことを重視した展示・学習施設となっていた。視察を通して、地域の基幹産業に関する学びを継続的に支える施設の意義を改めて感じるとともに、優れた施設や取組を将来にわたって維持していくためには、県全体として支えていく視点も重要であると考えさせられた。

< 傍聴・報道 退出 >

第 29 号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の原案について

教育総務課人事給与室長が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第 30 号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第 31 号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

9 教育長閉会宣告

令和 8 年 1 0 月 9 日 署名人